

□■養成所ニュースプラス第9号 2026□■

先週末からの福岡スクーリングは猛暑の中での開催になりました。3日間を終えた皆さんが遅く見えました。今回の学びやこれからの学びを自身の実践に活かしてください。

福岡だけでなく、猛暑日を記録する地域が増えてきました。暑さ指数(WBGT)を睨みながらの所外活動になります。皆さんも十分に気を付けて過ごしてください。

レポート提出期間に入りました。37期生は7月22日の消印まで、38期生は7月20日までの消印が有効です。提出する前に、必ず3回は読み返して推敲してください。

今週のPlus Quizは、「社会保障」から「社会保険の適用」に関する事例問題です。この問題も正解したら終わりではなく、正解ではない選択肢のどこが間違っているのかも考えてください。

■Plus Quiz

【第37回問題32】事例を読んで、社会保険の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Aさん(47歳)は、大学卒業と就職氷河期が重なったことにより、正社員として就職することができず、現在に至るまでアルバイトとして働いている。Aさんは7歳の子と二人で暮らしている。被用者保険の適用拡大によって、それまで国民健康保険の被保険者だったAさんは初めて健康保険の被保険者となった。これにより、Aさんの状況はどのように変化するか。

1. 新たに、国民年金の第二号被保険者となる。
2. 児童手当の支給額が増額される。
3. 新たに、労働者災害補償保険が適用される。
4. 新たに、介護保険の第二号被保険者となる。
5. 健康保険の保険料を、Aさんが3分の2、事業主が3分の1を負担することになる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(37期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(38期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(38期生)見込書類(実務経験証明書)のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第37-38期生)今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。
詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第39回国家試験は、令和9年2月7日です。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・社会福祉振興・試験センターより、インターネットによる受験申し込み前の準備及び申込方法の動画のご案内です。今年度より、全ての受験者がインターネットでの受験申込になりますので、必ずご確認ください。←New

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 5 回／社会保障】

1 第 37・38 回の科目の傾向

難易度が高まった 37・38 回の試験において、この科目は比較的取り組みやすく五肢択二も 38 回の 1 問のみでした。頻出項目からの出題が多く、難易度のばらつきはあるものの、全く歯がたたないような問題はなかったように思います。ただ、簡単なのかといえばそうではなく、表面上の理解ではなく制度の細かい規定や改正時期等を正確に理解していなければ、正解を導くことは難しかったと言えます。また、定番問題でも過去問と言い回しが多少違うと、難しく感じてしまいがちです。

第 37 回からは、全体の問題数が 129 問とそれ以前に比べ 20 問以上少なくなりました。しかし、この科目は 7 問から 9 問となりそれだけ重要であることがわかります。事例問題は以前から 1～2 問出題されていましたが、37・38 回では 3 問ずつ出題されました。事例問題では、大項目「社会保障制度の体系」にある、医療保険制度等 7 つの中項目のうち、いくつかの制度から選択肢が作られることも多いです。各制度の被保険者や給付の要件・内容等仕組みの理解が求められます。

2 国家試験の対策

従来からの対策を踏襲すべき科目と言えます。大きく分けて 2 つの出題傾向について対策を考えていきます。

まずは、社会保障に関する暗記事項の多い知識問題です。人口動態や社会保障費用統計、社会保障制度の歴史、諸外国の社会保障制度の概要等が問われています。37 回では問題 29、30、36 が、38 回では問題 28、29、34 が該当します。このような問題は、過去問にあたり問われ方や出題内容を確認したり、近年の統計の傾向を理解しておきましょう。

次は、社会保障の総論的な内容や制度の理解を事例問題等で問うものです。ひとつ目と異なるのは、単に制度の概要を覚えるだけでは問題への対応は難しいことです。制度の概要を整理したうえで、実践的な判断力を意識し事例問題に数多く取り組みましょう。

【Plus Quiz 正答と解説】

事例の内容を踏まえ、非正規雇用労働者である A さんの状況がどのように変わるのが判断する問題です。この問題は、選択肢の 1 から順に年金保険、社会手当、労災保険、介護保険、医療保険と並びます。各制度における加入要件や支給要

件、支給の種類や方法、支給内容等の知識が判断の前提になります。

この科目は制度改正が頻繁にあるので、ポイントを押さえ、今までとの違いを確認しましょう。事例の「被用者保険の適用拡大」も最近改正が続いています。2024（令和6）年10月の厚生年金保険法と健康保険法の改正では、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険（被用者保険）の適用が拡大されました。従来の雇用者101人以上から「51人以上」の企業で働く人たちが加入できるようになりました。現在は、他にも週20時間以上の勤務、月額賃金88,000円以上、学生でなく、2か月を超える雇用の見込みのある者という要件があります。しかし、2026（令和8）年6月の改正をふまえ、同年10月から賃金要件を撤廃し、2027（令和9）年10月から2035（令和17）年10月にむけ、企業規模要件も段階的に撤廃することになりました。より多くの人により手厚い年金や保障を受けられるようになります。

また、2024（令和6）年10月の児童手当法改正では、中学生年代から高校生年代までの延長、所得制限の撤廃、第3子以降の増額（月1.5万円から3万円）、年3回から年6回の支給へと大幅に拡充されました。

1. ○週あたりの所定労働時間や雇用期間等の要件を満たす短時間労働者は厚生年金保険が適用されるため、国民年金では第二号被保険者となります。
2. ×児童手当の支給額は、支給対象児童の年齢と人数により決まります。Aさんが被用者保険に加入できても増額はされません。
3. ×労働者災害補償保険は、雇用形態に関係なく事業に使用され賃金を支払われるすべての労働者に適用されます。Aさんは以前から適用されていて、新たに適用されるわけではないことがわかります。
4. ×介護保険の第二号保険者は、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象です。Aさんは以前から第二号保険者で、健康保険の被保険者になっても変わりません。
5. ×健康保険の保険料は、雇用形態にかかわらず、基本的に被保険者と事業主が2分の1ずつ負担します。組合管掌健康保険（組合健保）は、事業主負担は法定の2分の1以上に設定もできますが被保険者であるAさんの負担割合を増やす特例はありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus